

# 小山市新博物館整備基本構想策定業務委託 仕様書

## 1. 業務目的

小山市立博物館（以下、「現博物館」という。）は昭和57年（1982年）に建設され、博物館法に基づく登録博物館として地域の郷土資料を収集・保管・展示し、市民文化の発展に寄与してきた。しかし、建築から40年以上が経過し、建物の老朽化に伴う不具合や設備の機能不足、展示の大規模更新の必要性、収蔵庫の不足などの課題が浮上している。

そこで小山市（以下、「本市」という。）では、この間の考古学や歴史学における研究成果の反映、デジタル技術の活用、収蔵スペースの確保、充実した体験学習の提供等、「展示」「収蔵」「運営」という博物館の基本的な機能を底上げし、本市の成り立ち、風土、自然、文化、伝統を総合的に学べる場として魅力ある新たな博物館（以下、「新博物館」という。）の整備を検討している。

本業務委託は、現博物館の現状や課題を整理し、有識者や関係者の意見を踏まえ新博物館が目指すべき基本理念や活動方針、機能・規模・配置の検討を行い、本市の上位計画や重要施策、同敷地に計画されている「間々田のじゃがまいた伝承館」との関係性も考慮しながら、新博物館整備基本構想として取りまとめを行うものである。

## 2. 委託箇所

小山市大字間々田2431番地3

## 3. 業務内容

### (1) 現博物館の現状と課題の把握

本市における博物館の位置づけと上位関連計画の整理、現博物館の主要な展示資料の把握、博物館関係者への聞き取り、既往アンケート及び活動状況や入館者動向について整理を行い、現博物館の現状と課題の把握を行う。

### (2) 先進類似施設の事例報告

懇話会等の基礎資料とするため、都市規模等、現博物館と条件の類似した先進事例(4例程度)の内容についてまとめる。(類似施設との複合化がなされている施設の事例を含む。)

### (3) 懇話会の運営支援

設置を予定している「小山市立博物館整備検討懇話会」の会議開催にあたり、資料作成及び説明補助等の支援を行う（開催経費は市事務局の支払いによる）。懇話会は3回程度を予定しており、開催後は議事録を作成し、報告書に添付する。

### (4) 基本理念・活動方針の検討

現博物館の現状・課題や懇話会における意見交換等に基づき、新博物館のコンセプト、ターゲット、展示方法、管理運営のあり方等を、目指すべき基本理念・活動方針としてまとめる。

### (5) 新博物館の機能・規模・配置等の検討

新博物館が持つべき役割・機能、そのために必要な規模、配置について、同敷地に計画されている「間々田のじゃがまいた伝承館」との関係性も考慮してまとめる。

## **(6) 事業費及びスケジュールの試算**

整備に要する概算事業費（建築設計費、展示設計費、建築工事費、展示制作費等）、開館までのスケジュール、今後必要となる業務内容及びその費用を試算する。なお、次年度予算措置が必要となる業務及びその費用については本市が指定する期日までに報告すること。

## **(7) 報告書の作成**

前項までの検討結果を報告書（小山市新博物館整備基本構想）として取りまとめを行う。

## **(8) 打合せ**

打合せを4回程度実施することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、提出する。

## **4. 履行期間**

契約締結日から令和6年3月15日まで

## **5. 委託料**

9,900千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

## **6. 成果品**

- (1) 報告書(A4版 ファイル綴じ) … 1部
- (2) 電子データ (CD-ROM 又は DVD-ROM) … 1式  
成果品の電子データは、PDF のほかで編集可能なファイル形式 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等) のものもあわせて納品すること。

## **7. 著作権等の権利**

成果品の帰属については次の通りとする。

- (1) 受託者は、成果物の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて本市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定に関わらず、成果物に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下、「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は本市に対し、当該成果物を本市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

## **8. その他**

- (1) 受注者は、関係諸機関の法令等を遵守し、かつその指示に従い慎重に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の詳細及び作業範囲について発注者と連絡を密にとり、その意図や目的を十分に理解した上で業務を実施すること。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者へ定期的に報告を行うこと。
- (4) 原則として本業務の再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (5) 成果品の納品後であっても、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、受注者の負担で直ちに補正しなければならない。ただし、発注者の責めによる場合は、この限りではない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めることとする。